

告 示

埼玉県選管告示第六十八号

政党助成法に基づく報告書等閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十二月二十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰宏芳

政党助成法に基づく報告書等閲覧規程の一部を改正する告示

政党助成法に基づく報告書等閲覧規程（平成七年埼玉県選管告示第百五十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

政党助成法に基づく支部報告書等の閲覧及び写しの交付規程

第一条に見出しとして「（閲覧の請求）」を付し、同条中「第五号」の下に「。以下「法」という。」を加え、「報告書等」を「支部報告書等」に改める。

第二条に見出しとして「（閲覧の方法）」を付し、同条中「報告書等」を「支部報告書等」に改める。

第二条の次に次の二条を加える。

（写しの交付の請求）

第三条 法第三十二条第五項の規定により、委員会の受理した支部報告書等の写しの交付を請求しようとする者（以下「請求者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（次項において「交付請求書」という。）を委員会に提出しなければならない。

一 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 写しの交付の請求に係る政党の支部の名称及び支部報告書等に係る支部政党交付金の支給を受け、若しくは支部政党交付金による支出をし、又は支部基金の残高を有した年

三 求める支部報告書等の写しの交付の方法（複数の実施の方法を求める場合にあつてはその旨及び当該複数の実施の方法又は写しの交付の請求に係る支部報告書等の部分ごとに異なる写しの交付の方法を求める場合にあつてはその旨及び当該部分ごとの写しの交付の方法）

四 写しの送付の方法による支部報告書等の写しの交付を求める場合にあつては、その旨

2 委員会は、交付請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、委員会は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならな

い。

(写しの交付の方法)

第四条 委員会は、法第三十二条第五項の規定による請求を受けたときは、当該請求があつた日から起算して十五日以内に、当該請求に係る支部報告書等の写しを交付するものとする。ただし、前条第二項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、委員会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を四十五日以内に限り延長することができる。この場合において、委員会は、請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 法第三十二条第五項の規定による請求に係る支部報告書等が著しく大量であるため、当該請求があつた日から起算して六十日以内にその全てについて第一項の規定による交付をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前二項の規定にかかわらず、委員会は、当該請求に係る支部報告書等のうちの相当の部分につき当該期間内に第一項の規定による交付をし、残りの支部報告書等については相当の期間内に同項の規定による交付をすれば足りる。この場合において、委員会は、同項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この項を適用する旨及びその理由

二 残りの支部報告書等について第一項の規定による交付をする期限

附 則

この告示は、令和八年一月一日から施行する。